

医療法人事業報告書等届

令和 8 年 1 月 31 日

静岡県知事 鈴木康友 様

医療法人の名称
主たる事務所の所在地
代表者の氏名

医療法人社団心成会
賀茂郡東伊豆町稲取 399-4
理事長 加藤 淳一

令和 7 年度
第 2 4 期

の決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届け出ます。

提出書類

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 監事の監査報告書

(注)

- 1 医療法施行規則第 32 条の 6 第 1 号に掲げる者と同条第 2 号に掲げる取引がある場合は、関係事業者との取引の状況に関する報告書を添付すること。
- 2 社会医療法人の場合は、医療法第 42 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号までの要件に該当する旨を説明する書類を添付すること。
- 3 医療法施行規則第 33 条の 2 第 1 号及び第 2 号に規定する法人の場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 純資産変動計算書
 - (2) 附属明細表
 - (3) 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 4 医療法施行規則第 33 条の 2 第 3 号に規定する法人の場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 純資産変動計算書
 - (2) キャッシュ・フロー計算書
 - (3) 附属明細表
 - (4) 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 5 社会医療法人債発行法人であって社会医療法人でない医療法人は、その他必要な書類を添付すること。
- 6 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。



様式 1

事業報告書

(自 令和6年12月1日 至 令和7年11月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人社団 心成会

① ☐ 財団 ☐ 社団 (☐ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☐ その他③ ☐ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取399番地の4

(3) 設立認可年月日 平成13年12月 5日

(4) 設立登記年月日 平成13年12月14日

(5) 役員及

	氏 名	備 考
理 事 長	加藤 淳一	
理 事	加藤 大樹	
同	加藤 知美	
監 事	前田 努	

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード または介護事業所番号	開 設 場 所
診療所	かとう 歯科医院	2230110013	静岡県賀茂郡東伊豆町稲取 399 番地の 4

(2) 附帯業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所
訪問介護事業	社会福祉総合事業所おれんじ	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本 887 静岡県伊東市八幡野 1306-137
地域密着型通 所介護	おれんじデイサービスセンター あまなつ	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本 887
訪問入浴介護	訪問入浴介護あひる組	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本 887
障害福祉サー ビス	社会福祉総合事業所おれんじ (同行援護、居宅介護)	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本 887

介護タクシー	社会福祉総合事業所おれんじ	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本 887
地域密着型通 所介護	デイサービスセンター おれんじの家	静岡県伊東市八幡野 1306-137
居宅介護支援	ケアプランセンターおれんじ	静岡県伊東市八幡野 1306-137

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和 7年 1月24日 令和5年度決算の決定

令和 7年 4月10日 おれんじ伊豆高原事業所移転

令和 7年11月30日 翌年度の事業計画および収支予算承認

地域密着型通 所介護	デイサービスセンター おれんじの家	静岡県伊東市八幡野 1306-137
居宅介護支援	ケアプランセンターおれんじ	静岡県伊東市八幡野 1306-137

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和 7年 1月24日 令和5年度決算の決定

令和 7年 4月10日 おれんじ伊豆高原事業所移転

令和 7年11月30日 翌年度の事業計画および収支予算承認

様式 2

法人名 医療法人社団心成会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取399-4

財 産 目 録

(令和 7年 11月 30日現在)

1. 資 産 額	126,249 千円
2. 負 債 額	26,248 千円
3. 純 資 産 額	100,001 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	60,764
B 固 定 資 産	65,485
C 資 産 合 計 (A+B)	126,249
D 負 債 合 計	26,248
E 純 資 産 (C-D)	100,001 ✓

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人社団心成会
所在地 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取399-4

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 7年 11月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	60,764	I 流 動 負 債	26,248
II 固 定 資 産	65,485	II 固 定 負 債	82,514
1 有 形 固 定 資 産	65,397	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	0	負 債 合 計	108,762 ✓
3 そ の 他 の 資 産	89	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 出 資 金	9,500
		II 積 立 金	0
		(うち代替基金)	0
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	7,987
		純 資 産 合 計	17,487
資 産 合 計	126,249 ✓	負 債 ・ 純 資 産 合 計	126,249 ✓

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人社団心成会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取399-4

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 12月 1日 至 令和 7年 11月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	42,064
2 事業費用	40,087
本来業務事業利益	1,977
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	169,179
2 事業費用	154,338
附帯業務事業利益	14,841
事業利益	16,818
II 事業外収益	
受取利息	27
その他の事業外収益	2,773
III 事業外費用	
支払利息	1,533
経常利益	18,085
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	18,085
法人税等	3,522
当期純利益	14,563

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人社団心成会
所在地 賀茂郡東伊豆町稲取399-4

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
株式会社	さちのき	賀茂郡東伊豆町片瀬 655-15	1000千円	飲食業	役員の親族	デイサービスの 昼食等提供	486	業務委託費	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

取引条件) 店舗販売物は定価で購入し、特注物に関しては市場価格を勘案し情勢にもとづいた金額での取引としている。

(2) 個人である関係事業者 該当なし

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団心成会

理事長 加藤淳一 殿

私は、医療法人社団心成会の令和7会計年度（令和6年12月1日から令和7年11月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年1月30日

医療法人社団心成会

監事 前田 努

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。